

# 「町会・自治会担当職員制度」のご案内

## ▶町会・自治会担当職員制度とは

- 令和4年4月から、町会・自治会と市とをつなぐ窓口として、市内にある101の町会・自治会にそれぞれ4名程度の担当職員を配置しています。
  - 担当職員は、会長または役員の方を通じて、町会・自治会の依頼や相談をお聴きします。  
※個人的な相談、事務処理の代行、行事の手伝いなど対応できないものもあります。
  - 関係する担当課や行政機関などへ連絡調整を行い、スピーディーな解決に努めます。
  - 市の役立つ情報をご提供します。
- (備考) これまで通り、担当課に直接ご連絡いただく方法でも引続きご相談いただけます。

## ▶担当職員の連絡先

町会長・自治会長に、担当職員の氏名、連絡先（所属の直通電話番号）をお伝えしています。業務時間内にお電話などでお気軽にご相談ください。

※町会・自治会長変更時の引継ぎなど、担当職員の連絡先等の資料が必要な場合は、魅力づくり推進課（電話：072-433-7230）までお問合せください。

## ▶相談実績（令和4年度）

相談件数 延べ146件

活用町会・自治会数 50町会・自治会（49.50%）

相談種別	件数	相談種別	件数
安全・交通	11	町会活動	27
道路・公園	27	教育・学習	2
上下水道	4	公共施設・市営住宅	7
環境・衛生	31	防災	7
窓口・届出	8	人権	0
健康・病院	1	税	1
コロナ関連	1	選挙	2
子育て	1	広報活動	3
障害者	1	担当職員制度	11
高齢者	1	合計	146

【次のページに相談事例を掲載しています】

### 【問合せ先】

貝塚市役所 総合政策部 魅力づくり推進課 〒597-8585 貝塚市島中1-17-1

電話：072-433-7230(直通) ファックス：072-433-7233 メールアドレス：kyodo@city.kaizuka.lg.jp

▶ 令和4年度に頂いた相談等の事例

NO	種別	相談等の内容	回答・報告内容 課名は機構改革前のものです
1	安全	通学路の横断歩道の塗装が欠けて見えにくくなっている。再度塗装をお願いしたい。	<b>担当（道路公園課）</b> 管轄先である貝塚警察署交通規制の連絡先等を町会長に報告する。
2	環境	不法投棄（コンクリートの塊）に対するの通報。	<b>担当（道路公園課）</b> 対象地域の管轄である岸和田土木事務所に通報する。
3	障害者	町会館に車椅子の常設を検討しており、貸出しや購入時の助成制度の有無について。	<b>担当（障害福祉課）</b> 貸出：貝塚市社会福祉協議会にて、イベント時等の一時的な貸出しは実施しているが、常設用の貸出しは行っていない。 助成制度：障害のある方への個人を対象とした補助制度はあるが、団体が購入する際の助成制度はない。
4	道路	カーブミラーが劣化し、見えづらくなっている。適切な角度に戻してほしい。	<b>担当課（道路公園課）</b> 直ちに現場を確認し、補修作業を行う。
5	町会	自治会館の建替えを検討しているが、補助金制度の有無について。	<b>担当課（広報交流課）</b> 貝塚市では、会館建替えに伴う補助金等はない。 一般財団法人自治総合センターによる、コミュニティセンター助成の活用について案内を行う。
6	衛生	害虫駆除作業の申請方法について。	<b>担当課（廃棄物対策課）</b> 申請：4月中旬～8月中旬 方法：町会・自治会長より申込 ※個人での申込は不可